

神奈川県かながわブランド生産支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規かながわブランド登録品の申請拡充や現かながわブランド登録品の生産量増加を目的として、機器・設備の導入により、生産力向上及びそれに伴う供給体制の整備を図る取組に要する経費を予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助対象者、補助対象経費及び補助率は次のとおりとする。

(1) 補助対象者

次のいずれかとする。

ア かながわブランド登録されており生産力向上に取り組む生産者団体等

イ かながわブランド振興協議会に「登録申請書」を提出した新規登録予定の生産者団体等

(2) 補助対象経費

生産者団体等が、栽培・生産、集出荷及び調製作業等において、かながわブランド登録品（または登録予定品目）の生産力向上に資する機器・設備の導入及び設置に係る経費

(3) 補助率

事業費の3/10以内とし、1事業あたりの上限額は200万円とする。

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額の算出方法は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（当該額が限度額を超える場合にあっては限度額）以内とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）の提出期日は、知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 神奈川県かながわブランド生産支援事業計画書

(2) 役員等氏名一覧表（第2号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受け、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、そ

の計算方法や積算の内訳等を記載した書類を添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第5条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうちに第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を知神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による状況報告は、12月末日現在の状況を記載した事業遂行状況報告書（第4号様式）により、1月31日までに行わなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了した

ものについては、事業実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）の提出をもって代えることができるものとする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書に別に定める書類を添えて知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第6号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限等）

第13条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規則第17条ただし書の規定により知事が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- 3 規則第17条第2号の規定により知事が別に定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が30万円以上のものとする。

（書類の整備等）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に該当証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第15条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- （1）住所、氏名所在地又は代表者を変更したとき

(2) 天災地変その他の事故により、規則第17条の規定により定めた財産を損傷又は亡失したとき。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

〇〇年度神奈川県かながわブランド生産支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地

団体の名称、代表者

〇〇年度神奈川県かながわブランド生産支援事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業等の目的及び内容
- 2 補助事業等の着手及び完了の予定期日
- 3 交付申請額
- 4 交付申請額の算出方法

第 2 号様式（第 4 条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名のカナ	氏 名	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 (男・女)	住 所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

団 体 名
代表者氏名

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体の名称、代表者

変更（中止、廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定を受けた〇〇年度神奈川県かながわブランド生産支援事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので申請します。

1 変更（中止、廃止）の理由

2 変更の内容

注1 事業実施計画書及び補助申請額が変更される場合は変更された交付申請書を添付すること。

2 事業実施計画は、変更（中止、廃止）後のものと対照できるよう、変更（中止、廃止）前を（ ）書きで上段に、変更（中止、廃止）後のものを下段に2段書きしてください。

神奈川県知事 殿

所在地

団体の名称、代表者

事業遂行状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定を受けた〇〇年度神奈川県かながわブランド生産支援事業に係る補助事業の〇〇年 12 月末日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の実施状況

2 補助事業の経費の執行状況

資金名	事業費（円）	執行額（円）	備考
補助対象経費			
うち補助金			補助対象経費の 3 / 10 以内

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体の名称、代表者

事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定を受けた神奈川県かながわブランド生産支援事業に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

1 目的及び内容

2 補助事業の内容及び経費の額

3 補助事業の着手及び完了年月日

着手年月日 年 月 日

完了年月日 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

団体の名称、代表者

消費税仕入控除税額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付決定を受けた〇〇年度神奈川県かながわブランド生産支援事業に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円

6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円

（注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。